

福岡こども短期大学

学 則

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は、日本国憲法、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、国家及び社会の形成者として豊かな人格の完成を目指すとともに、本学建学の精神に則り、個性の伸展を図りつつ幼児教育に関する教授研究を行い、心身健全で、知的、道徳的及び創造的能力をもって幼児保育にあたる有為な人材を育成し、さらに学術の深化、文化の向上に貢献することを使命とする。

(名 称)

第 2 条 本学は、福岡こども短期大学という。

(所 在 地)

第 3 条 本学を、福岡県太宰府市五条三丁目 1 1 番 2 5 号に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 点検及び評価については、これを別に定める。

第 2 章 学科・学生定員

(学 科)

第 5 条 本学に次の学科を置く。

こども教育学科

(学 生 定 員)

第 6 条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学 科 こども教育学科

入学定員 300人

収容定員 600人

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 7 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年を分けて次の二期とする。

前 期 4月1日から9月30日まで。

後 期 10月1日から3月31日まで。

(休 業 日)

第 9 条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

夏季休業日 8月5日から9月1日まで。

学園創立者記念日 10月20日

冬季休業日 12月22日から1月6日まで。

春季休業日 3月2日から3月27日まで。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて臨時に授業を休止し、又は休業日に授業もしくは行事を行うことが出来る。

第 4 章 教 育 課 程

(授 業 科 目)

第 10 条 本学において、開設する授業科目及び単位数は、別表第 1 のとおりとする。ただし、必要に応じて特別講義を設けることができる。

(単位の算定)

第 11 条 授業科目の単位算定は、次の基準による。

講義及び演習については、その授業に応じて、15 時間から 30 時間までの範囲をもって 1 単位とする。

実習及び実技については、その授業に応じて、30 時間から 45 時間までの範囲をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業製作等の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(修 業 年 限)

第 12 条 本学における修業年限は 2 箇年とする。

(履修の方法)

第 13 条 授業科目の履修方法については、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格取得は、第 10 条別表第 1 に定める必修科目のほか履修規程に従うものとする。

2 養護教諭二種免許状取得は、別表第 2 に定める科目のほか履修規程に従うものとする。

(履修科目の届出)

第 14 条 学生は原則として各学年又は学期始めに履修する授業科目を届け出なければならない。

第 5 章 単 位 の 認 定

(単 位 認 定)

第 15 条 各科目修了の認定は、試験又はその他適当な方法によるものとする。ただし、演習、実習、実技及び第 11 条第 2 項に定める授業科目等については、学修の成果を評価して認定することができる。

2 定められた期日までに所定の手続きを怠り授業料その他の学生納入金を納付しない者は、単位認定手続きをとらない。

(他の短期大学又は大学において履修した授業科目の単位認定等)

第 16 条 本学の学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位は、15 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。この場合、前項及び第 17 条第 2 項の単位数とあわせて 30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 17 条 短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることが出来る単位数は、前条第 1 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 15 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 18 条 本学入学前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について、修得した単位(第 57 条により修得した単位を含む)を入学後本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

2 本学入学前に行った第 17 条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き本学において修得した単位以外のものについて、15 単位を超えないものとする。

(単位の認定に関する特則)

第 19 条 第 16 条・第 17 条・第 18 条に係わる単位の認定については、これを別に定める。

(認定の時期)

第 20 条 科目修了の認定は、原則として学期末又は学年末にこれを行うものとする。

(評 価)

第 21 条 成績は秀、優、良、可及び不可で表し、不可は不合格とする。可以上を合格とし、その授業科目には所定の単位を与える。

(追 認 定)

第 22 条 第 15 条の単位認定を受けられなかった授業科目のある学生に対しては、次により追認定を行うことがある。

第 21 条の評価により不可となった授業科目については、再試験を行うことがある。

忌引、病気等の理由(各々証明書を要する。)により、認定を受けなかった授業科目については、追試験を行うことがある。

第 6 章 卒業・学位及び免許・資格取得

(卒業要件)

第 23 条 本学に2年以上在学し、履修規程に定める 62 単位以上を修得した者を、本学の卒業と認定する。

2 学長は卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

(学 位)

第 24 条 本学を卒業した者には、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条の規定に基づき、短期大学士(こども教育)の学位を授与する。

2 学位規程は、別に定める。

(免許・資格等の種類)

第 25 条 本学において取得できる主な免許及び資格の種類は次のとおりである。

幼稚園教諭二種免許状

養護教諭二種免許状

保育士資格

社会福祉主事任用資格

レクリエーション・インストラクター資格

認定ベビーシッター資格

(免許・資格等の取得)

第 26 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第 23 条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 保育士資格を取得しようとする者は、卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法および同法施行規則に定める科目を履修し、単位を取得しなければならない。

3 前 2 項に定める免許・資格以外の資格等を取得するために必要な事項は、これを別に定める。

第 7 章 入学、再入学、転入学、休学、退学、復学及び転学

(入学の時期)

第 27 条 入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(入 学 資 格)

第 28 条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

高等学校を卒業した者

通常の課程により 12 年の学校教育を終了した者、又は通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者。

外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、及びこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

文部科学大臣の指定した者。

高等学校卒業程度認定試験規則により高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

その他本学において、相当年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学の出願)

第 29 条 入学志願者は、指定された期間に所定の入学志願書及び書類に、第 40 条に定める入学検定料と写真を添えて願い出なければならない。

2 納付された入学検定料は、原則として返還しない。

(入学選考)

第 30 条 入学は選考によってこれを決定する。入学選考の方法は、これを別に定める。

(再入学)

第 31 条 本学を退学後 2 年以内に再入学を願い出た場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、懲戒による退学者については適用しない。

2 再入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

(転入学)

第 32 条 本学に転入学を希望する者があるときは、選考の上転入学を許可することができる。

2 転入学の時期は、学年始め又は学期始めとする。

3 転入学後の履修等については、入学前に履修した科目及び単位について第 18 条・第 19 条の規定により認定した後、在学期間等を決定する。

(入学、再入学、転入学を許可された者の手続き)

第 33 条 入学、再入学、転入学を許可された者は、所定の期日までに、次の手続きをしなければならない。

所定の方式による宣誓

保証人連署の誓約書の提出

所定の入学料、その他の納入金の納付

その他本学に定める手続き

(入学、再入学、転入学の取り消し)

第 34 条 入学、再入学、転入学を許可された者が、正当な事由なくして所定の期日までに前条の手続きを完了しないときは、その許可を取り消す。

(休学)

第 35 条 次の理由により引き続き 2 箇月以上就学することができない者は、その理由を明らかにし、保証人連署の上、休学を願い出るものとし、休学を許可することができる。

本人の病気やケガによるもの

経済的事情によるもの

家庭の事情によるもの

学校が認める留学、研修によるもの

その他、学習指導上、学校が特に認めるもの

(休学期間)

第 36 条 休学は 1 箇年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合に限り、さらに 1 年以内の休学を許可されることがある。

2 休学期間は、在学期間に算入されない。

3 休学期間の各種証明書の発行については、必要に応じてそれを認めることができる。

(復学)

第 37 条 休学期間が満了すれば、自動的に復学となる。

2 休学を許可されてから 3 箇月以上経過後に休学の理由が消滅したときは、「復学願」を提出し、休学手続きと同じ手続きにより復学を許可することがある。

(退学)

第 38 条 学生が退学しようとするときは、事由を付して所定の手続きにより学長に願い出て、許可を得なければならない。

(転学)

第 39 条 学生が転学を希望するときは、所定の手続きにより学長に願い出て、許可を受けなければならない。

第 8 章 学 費

(入学検定料)

第 40 条 入学、再入学、転入学を希望する者は、入学志願書を提出するときに、別表第 3 第 1 項に定める入学検定料を納付しなければならない。

(学生納付金)

第 41 条 学生は、在学期間中、別表第 3 第 2 項に定める入学金、授業料、施設充実費、教育充実費、実験実習費（以下「学生納付金」という。）を、所定の期間中に納入しなければならない。

(学生納付金の返還)

第 42 条 納入済みの学生納付金は、原則として返還しない。

2 入学手続きを完了した者が、所定の期日までに入学辞退の届出書を提出した場合は、前項の規定にかかわらず、学生納付金を返還することができる。

(科目等履修生等の納付金)

第 43 条 第 56 条に定める科目等履修生及び第 57 条に定める聴講生は、規定された期日までに、別表第 3 号第 3 項に定める科目等履修料及び聴講料を納付しなければならない。

(納入猶予)

第 44 条 学生納付金を所定の期間中に納付できない場合は、その納付期間中に理由を付し猶予を願い出て、許可を得なければならない。

2 猶予の期間は 3 箇月以内とする。ただし、最終納期分は 1 月末日までとする。

(休学期間の学生納付金の取り扱い)

第 45 条 休学する場合は、その休学期間中の在籍料として授業料の半額を徴収する。ただし、特別の事情がある場合は、在籍料の全部又は一部を免除することができる。

(中途退学者の授業料)

第 46 条 退学するときは、在学期間中の学生納付金を納付しなければならない。

(停学処分者の授業料)

第 47 条 学生が停学を命ぜられた場合は、その期間中の学生納付金を納付しなければならない。

(試験料)

第 48 条 追試験料及び再試験料は、別表第 3 号第 4 項のとおりとする。

第 9 章 除籍・賞罰

(除籍)

第 49 条 学生が、次の各号の一に該当したときは、これを除籍する。

在学期間が修業年限の 2 倍に及んでも所定の課程を修了することができないとき。

猶予の許可なく学生納付金を滞納したとき、もしくは猶予期間が経過してもこれを納付しないとき。

死亡又は行方不明の届出があったとき。

(表彰)

第 50 条 学生として他の模範となる行為のあった場合は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第 51 条 学生が、学則又は諸規程に背き、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったときは、懲戒を行うことができる。

2 懲戒は退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に行う。

性行不良で改善の見込みがないと認められる者

学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

正当の事由がなくて出席が常でない者

本学の秩序を乱した者

その他学生の本分に反した者

第 10 章 教職員組織

(学長、副学長及び学科長)

第 52 条 本学に学長、副学長及び学科長を置く。

2 学長は校務をつかさどり教職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(教職員)

第 53 条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

2 教授、准教授、講師及び助教は学生を教授し、研究に従事する。

3 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

4 職員は、所定の業務に従事する。

第 11 章 教 授 会

(教 授 会)

第 54 条 本学に、教授会を置く。

教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

学位の授与に関する事項

2 教授会は学長が次に掲げる事項のうち教授会の意見を聴くことが必要と判断した場合には意見を述べることができる。

学則変更等に関する事項

教育課程及び授業に関する事項

学生の退学、転学、休学、除籍等に関する事項

学生の賞罰に関する事項

教員の資格審査に関する事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規程)

第 55 条 教授会に関する規程は、これを別に定める。

第 12 章 科目等履修生、聴講生及び研究生

(科目等履修生)

第 56 条 本学学生以外の者で、本学で行う授業科目の単位の修得を目的とする者（以下「科目等履修生」という。）が履修を願い出た場合には、授業及び研究を妨げないかぎり、履修させることができる。

2 科目等履修生の取り扱いについては、これを別に定める。

(聴 講 生)

第 57 条 本学学生以外の者で、本学で行う授業科目中、1 科目又は数科目について聴講を志願する者があるときは、授業及び研究を妨げないかぎり、聴講を許可する。

2 聴講生の取り扱いについては、これを別に定める。

(研 究 生)

第 58 条 本学において研究を希望する者があるときは、教育及び設備に支障がない限り、研究生として研究に従事することを許可する。

2 研究生の取り扱いについては、これを別に定める。

第 13 章 外国人留学生、帰国子女学生及び社会人学生

(外国人留学生)

第 59 条 外国人であって、本学に入学を希望する者があるときは、別に定める特別選考規程により入学を許可する。

2 入学許可を受けた外国人留学生には、本学則を準用する。

(帰国子女学生)

第 60 条 帰国子女であって、本学に入学を希望する者があるときは、別に定める特別選考規程により入学を許可する。

2 入学許可を受けた帰国子女学生には、本学則を準用する。

(社会人学生)

第 61 条 社会人であって、本学に入学を希望する者があるときは、別に定める特別選考規程により入学を許可する。

2 入学許可を受けた社会人学生には、本学則を準用する。

第 14 章 公 開 講 座

(開 設)

第 62 条 学校教育法第 69 条に基づき、広く一般人の教養を高め、生涯学習の振興、学習機会の多様化及び社会文化の向上に資するため、公開講座を設ける。

第 15 章 図 書 館

(設 置)

第 63 条 本学に付属図書館を置く。図書館は、図書、文献及び研究資料等を蒐集管理し、教職員、学生及びその他の研究閲覧に供する。

(図書館規程)

第 64 条 図書館に関する規程は、これを別に定める。

第 16 章 附属保育園・附属幼稚園

(設 置)

第 65 条 本学に附属保育園・附属幼稚園を置く。

(教育実習)

第 66 条 附属保育園・附属幼稚園は、入園児の保育にあたるとともに、本学学生に教育実習を行わせ、あわせて保育に関する実証研究を行う。

2 附属保育園・附属幼稚園に関する規程は、これを別に定める。

第 17 章 厚生保健

(保 健)

第 67 条 本学に保健衛生を管理するために保健室を置く。

2 学生は、毎年行う健康診断を受けなければならない。

3 前項の健康診断のほか、必要に応じ、予防接種を受けなければならない。

4 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業履修が困難と判定された者に対しては、治療を命じ、または登学停止、あるいは休学を命じることがある。

第 18 章 改 廃

(改 廃)

第 68 条 この学則の改廃は、理事会の承認を得て学長がこれを行い、設置者が文部科学大臣に届け出るものとする。

付 則

1 この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

2 削除

付 則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成7年9月30日から施行する。
- 2 この学則は、平成8年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成11年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成12年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成13年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成14年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成16年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成17年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、
なお、従前の学則とする。

付 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成20年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成21年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 22 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 23 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 24 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 26 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 27 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 28 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 29 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。

付 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則は、平成 30 年度入学生及び現に在学する学生に適用する。
なお、現に在学する学生については、学生納付金は従前の学則とする。